21.2-09-001

2 8 4 - 0 0 - A

独占禁止法に関する相談事例集(平成20年度)

平成 21 年 6 月

公正取引委員会事務総局

【業務提携に関するもの】

1 競合する金属製品メーカー間の相互OEM供給

1ページ

金属製品のメーカー2社が、製造設備の効率的な利用を図るため、製品の本体及び付属品を相互にOEM供給することについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【共同行為に関するもの】

2 未回収パレットの回収等の共同化

4ページ

酒類メーカーが, 共同して, 未回収パレットの回収を行うとともに, 回収データの収集等を行うことは, 直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【技術取引に関するもの】

3 研究開発活動の制限

7ページ

ライセンシー(実施権者)がライセンサー(特許権者)に対し、ライセンス技術に関し、研究開発を行わないよう制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【事業者団体の活動に関するもの】

4 事業者団体による製品の分析費用の負担等に関する申合せ

9ページ

事業者団体が、製品の分析費用を会員事業者は負担しないこと、また、分析費用を会員 事業者が負担せざるを得ない場合も製品を構成する材料ごとの分析は行わないことを申し 合わせることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

5 取引条件明確化のための活動

12ページ

事業者団体が、会員事業者と一般消費者との間で締結される取引契約書等に使用される 用語について、一般消費者にとって分かりやすいものにするため、用語に関する基準を設 定することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

6 事業者団体が構築・運用管理する情報システムの共同利用

15ページ

事業者団体が、会員事業者が製造・販売する危険性の高い製品が入った容器の所在等を 把握するための動態管理システムを構築・運用管理し、会員事業者が共同でこれを利用す ること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

7 事業者団体による音楽著作権情報の集約化及び集中処理

19ページ

事業者団体が、音楽著作権情報の集約化及び集中処理を行うこと自体は、直ちに独占禁 止法上問題となるものではないと回答した事例

8 事業者団体による取引先事業者に対する適正取引の要請文書の発出等 24ページ

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員の取引先に対して、適正取引 の推進を要請する文書等を配布すること、また、取引条件明確化のためにモデル覚書を作 成することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【新聞業特殊指定に関するもの】

9 新聞発行業者による長期購読者向け割引

26ページ

新聞発行業者が、1年間分の購読料を前払いすること等を条件として、購読料(定価) を割り引くことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

<参照条文> 28 ページ

公正取引委員会における事前相談制度の概要

30ページ

1 「独占禁止法に関する相談事例集」について

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)の適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきている。

公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、このような相談のうち、相談者以外にも参考となると思われるものの概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表してきており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者等の活動に関する最近の相談事例(平成20年4月~平成21年3月)を取りまとめ、『独占禁止法に関する相談事例集(平成20年度)』として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通取引慣行ガイドライン)(平 成3年7月)
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針(共同研究開発ガイドライン)(平成 5年4月)
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(事業者団体ガイドライン)(平 成7年10月)
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針(リサイクルガイドライン)(平成13年6月)
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(知的財産ガイドライン)(平成 19 年 9 月)

2 相談制度の概要

公正取引委員会は、平成 13 年 10 月から「事業者等の活動に係る事前相談制度」(30 ページ参照)を実施している。

また、公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

3 独占禁止法に関する相談件数

平成 20 年4月以降平成 21 年 3月末までに,電話,来庁等によって受け付けた事業者の活動に関する相談件数は 2,272 件,事業者団体の活動に関する相談件数は 419 件であり,相談の内容別に整理すると,次表のとおりである。

<相談内容別件数>(企業結合に関する相談を除く。)

	平成 19 年度	平成 20 年度
事業者の活動に関する相談	1, 897	2, 272
○流通・取引慣行に関する相談	(1,593)	(1,936)
○技術取引に関する相談	(87)	(73)
○共同研究開発に関する相談	(14)	(16)
○共同行為に関する相談	(93)	(150)
○その他	(110)	(97)
事業者団体の活動に関する相談	433	419
合計	2, 330	2, 691

(注) 事前相談制度 (30 ページ参照) に基づく相談 (公正取引委員会ウェブサイトに掲載) 件数は,平成 18 年度 1 件,平成 19 年度 0 件,平成 20 年度 0 件である。

(掲載先) 公正取引委員会ウェブサイト http://www.jftc.go.jp/jizen/soudan.html

4 相談事例集の内容及び性格

- (1) この相談事例集では、独占禁止法に関する相談から、企業結合に関するもの(別途、毎年公表している。)を除いたもののうち他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) 相談の内容は、相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名にした上で、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独 占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の事業者等の場合にそのまま 当てはまるものではない。

5 過去の相談事例

平成 12 年 1 月以降平成 20 年 3 月末までに、公正取引委員会に寄せられた主要な相談 事例を公正取引委員会ウェブサイトに掲載している。

> (掲載先) 公正取引委員会ウェブサイト http://www.jftc.go.jp/soudanjirei/jireiindex.html

相談を希望される場合は、31ページに掲載されている窓口まで御連絡ください。

「業務提携]

1 競合する金属製品メーカー間の相互OEM供給

金属製品のメーカー2社が、製造設備の効率的な利用を図るため、製品の本体及び付属品を相互にOEM供給することについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 1 相談者 X社及びY社(共に金属製品製造メーカー)
- 2 相談の要旨
- (1) X社及びY社は、製品Aの製造・販売を行うメーカーである。 我が国における製品Aの生産数量でみたシェアは、X社が約25パーセント、Y社が約20パーセントとなっている。また、X社及びY社のほかに競争事業者として、シェア約35パーセントを有するZ社、シェア約20パーセントを有するW社が存在する。
- (2) X社及びY社は、それぞれ、製品Aの本体及び付属品の製造・販売を行っており、 原則として、本体及び付属品をセットとして、取引先メーカーとの間で価格交渉を行い、取り決めた価格で全国で取引を行っている。
- (3) 製品Aの用途には2種類あり、用途 α においては、取引先メーカーの製品の販売市場における競争が活発に行われており、取引先メーカーは強い価格交渉力を有している。また、用途 β においては、有力な競合品として製品Bが存在する。ただし、製品Aは用途別に製造設備及び製造方法が異なるわけではなく、本件OEM供給の対象は用途別に区分していない。
- (4) X社においては付属品の製造設備について、Y社においては本体の製造設備について、一部老朽化し、生産効率が劣ってきたことから、これらの製造設備の利用を停止し、X社はY社から付属品の一部についてOEM供給を受け、Y社はX社から本体の一部についてOEM供給を受けることを検討している。
- (5) OEM供給を受ける数量は、あらかじめ定めるものではないが、利用を停止する製造設備の生産能力等からみて、X社は自社販売数量の約13パーセント、Y社は自社販売数量の約14パーセントと見込んでおり、相互にOEM供給を行うことが十分に可能な数量となっている。

また、X社及びY社は、従来どおり独自に販売を行い、互いに販売価格や販売先等には一切関与しない。

 製品A
 X社(約 25%)
 Y社(約 20%)
 製品B

 (花来>
 (公来)
 (公本)
 (公本)

なお、製品Aの本体の製造コストは、その総原価の大部分を占める。

このようなX社とY社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、製品Aの製造販売市場において競争関係にある事業者が、契約により、相 互にOEM供給を行おうとするものであることから、競争事業者間の相互拘束として 検討する必要があり、このような取組によって、一定の取引分野における競争が実質 的に制限される場合には、不当な取引制限(独占禁止法第3条)として問題となる。
- (2) X社とY社のシェアの合計は約45パーセントであり、本件取組により、製品AのO EM供給分については、契約当事者間で生産数量等の情報が共有化され、また、製品 Aの本体については、総原価の相当の部分を占める製造コストが共通化されることに なるが、
 - ア X社及びY社は, 従来どおり独自に販売を行い, 互いに販売価格や販売先等には一 切関与しないとしている
 - イ X社及びY社が相互にOEM供給する数量は、それぞれ自社の生産数量の約13パーセントないし約14パーセント程度にすぎず、製造コストの共通化により販売市場に与える影響は小さいと考えられる
 - ウ 製品Aの製造販売市場については、X社及びY社以外に有力な競争事業者が複数 存在する
 - エ 用途 α でみれば、取引先は強い価格交渉力を有すると認められ、用途 β でみれば、

有力な競合品が存在すると認められる

ことから、これらを前提とすれば、本件取組により、我が国における製品Aの製造販売市場における競争が実質的に制限される状況が生じるとは認められない。

4 回答の要旨

X社及びY社が、製造設備の効率的な利用を図るため、製品Aについて、製品の本体及び付属品を相互にOEM供給することは、現在の状況から判断すれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、本件取組を契機として、両社間で競争回避的な行為がなされる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるので慎重な対応が必要である。

「共同行為]

2 未回収パレットの回収等の共同化

酒類メーカーが, 共同して, 未回収パレットの回収を行うとともに, 回収データの収集 等を行うことは, 直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 酒類メーカー4社

2 相談の要旨

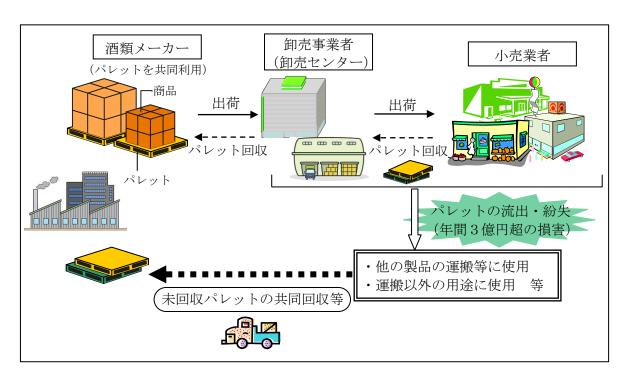
(1) 酒類メーカー4社(以下「4社」という。)は、様々な商品を製造・販売しており、販売市場における4社の合算シェアが約90パーセントを占める商品もある。

各社は、製造・販売している商品のほとんどについて、運搬、保管等のための荷台としてプラスチックパレット(以下「パレット」という。)を用いており、これを回収して再利用している。4社は、物流効率化のため、パレットのサイズを共通とし、共同で利用している。

- (2) パレットの所有者は各社であり、卸売事業者等の流通事業者には無償で貸与され、 各社は、それぞれ取引先卸売事業者の卸売センターを通じてパレットを回収するとい う独自のルートで回収しているが、全体で毎年約5万枚以上が回収されずに流出・紛 失し、毎年3億円を超える損害が生じている。流出・紛失したパレットは、他の製品 の運搬等に使われたり、運搬以外の用途で利用される等しており、これらを各社が発 見・回収することは難しい状況にある。
- (3) 4社は、パレットの回収率を高めるために、流通事業者にパレットの返却を呼びかけるなどしてきたが、状況が改善されないことから、4社共同で、未回収パレットの回収等をパレット回収等についてのノウハウを有する事業者に委託することを検討している。

4 社共同で回収を委託するパレットは、各社独自のルートで回収できない未回収パレットに限られ、現在利用されているパレットに占める未回収パレットの割合は約0.6パーセントである。

(4) さらに、4社は、効率的な回収や流出・紛失の防止のため、各社が把握している回収率が特に悪い卸売センターのパレットの出荷枚数・回収枚数のデータを突き合わせ、 当該卸売センターの回収率が悪い原因についての調査を当該委託業者に依頼することも検討している。



このような4社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1)本件は、競争関係にある4社が、共同して、未回収パレットの回収を行うとともに、 回収データの収集等を行うものであるので、このような取組が、4社間の酒類の販売 競争に与える影響について検討する。

(2) 本件については,

- ア 商品の製造・販売に付随する運搬、保管等に係る部分での共同事業であって、4社が共同で回収するのは未回収パレットに限られ、この共同回収実施後も各社独自のルートでの回収は継続されるので、現在利用されているパレットに占める未回収パレットの割合が約0.6パーセントであることからすれば、この共同回収により4社間で共通化されるパレット回収費用はわずかであり、商品価格への影響は小さいと考えられる
- イ 4社が突き合わせる卸売センターのデータはパレットの出荷枚数・回収枚数に限られ、4社は様々な商品の運搬、保管等にパレットを使用していることからすれば、このデータから各社の商品ごとの出荷数量等の具体的な取引内容を特定することはできず、4社間で販売価格、数量等の取引内容についての情報交換などが行われるおそれは小さいと考えられる
- ことから、4社間の酒類の販売競争には、ほとんど影響を与えないと認められる。

4 回答の要旨

4社が、共同して、未回収パレットの回収を行うとともに、回収データの突合せ等を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[技術取引]

3 研究開発活動の制限

ライセンシー(実施権者)がライセンサー(特許権者)に対し、ライセンス技術に関し、研究開発を行わないよう制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X社(化学メーカー)

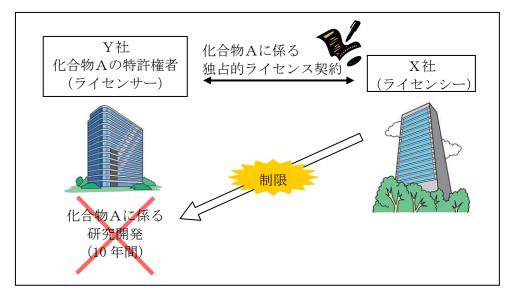
2 相談の要旨

食品メーカーであるY社は、化合物Aを開発し、その特許権を保有している。

化学メーカーであるX社は、化合物Aが商品価値を有すると考えられることから、化合物Aについて、Y社との間で、Y社自身もライセンス地域内で権利を実施しないという独占的ライセンス契約を締結する予定である。

さらに、X社は、化合物Aに係る一切の研究開発を自社しかできないようにするため、Y社に対し、Y社は化合物Aに係る研究開発を10年間行わないという内容を当該契約に盛り込むよう要求することを検討している。

なお、Y社が、X社のこのような研究開発の制限についての要求に応じるかどうかは不明である。



このように、ライセンシー(実施権者) X社がライセンサー(特許権者) Y社に対し、 ライセンス技術に関し、研究開発を行わないよう制限することは、独占禁止法上問題ない か。

3 独占禁止法上の考え方

(1) ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術又はその競争技術に関し、ライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、ライセンシーの自由な研究開発活動を制限する行為は、一般に研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがあり、公正競争阻害性を有する。したがって、このような制限は原則として不公正な取引方法に該当する(一般指定第13項・拘束条件付取引)。

〔知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針 第4-5 (7)〕

技術の利用に係る制限行為による競争減殺効果は、制限の内容及び態様、当該技術の 用途や有用性のほか、当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位、対象市場全体 の状況、制限を課すことの合理的理由の有無、研究開発意欲及びライセンス意欲への影響を総合的に勘案し、判断する。

[同 第2-3]

なお、研究開発活動の制限に関しては、制限行為の対象となる技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場におけるシェア(製品シェア)の合計が20パーセント以下である場合に原則として競争減殺効果が軽微であるとされるいわゆる安全領域(セーフハーバー)の考え方は適用されない。

[同 第2-5]

(2) 本件は、ライセンサーがライセンシーに対してライセンス技術等に関する研究開発 活動を制限するのではなく、ライセンサー (Y社) から独占的ライセンスを受けよう とするライセンシー (X社) が、Y社に化合物Aに係る研究開発を10年間行わないこ とを契約上規定しようとするものである。

現時点でY社がX社の要求に同意し,自ら研究開発活動を行わないこととする場合であっても,今後10年間にわたって研究開発活動に制限が加わるという点においては,ライセンサーがライセンシーの研究開発活動を制限する場合(上記(1))と同様に,研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがある。

よって、X社が、Y社が化合物Aに係る研究開発活動を10年間行わないことを条件として同社と取引を行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがある(一般指定第13項・拘束条件付取引)。

4 回答の要旨

X社が、Y社が化合物Aに係る研究開発活動を10年間行わないことを条件として同社と取引を行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[営業方法等に関する制限]

4 事業者団体による製品の分析費用の負担等に関する申合せ

事業者団体が、製品の分析費用を会員事業者は負担しないこと、また、分析費用を会員 事業者が負担せざるを得ない場合も製品を構成する材料ごとの分析は行わないことを申し 合わせることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X協会(製品Aのメーカーの団体)

2 相談の要旨

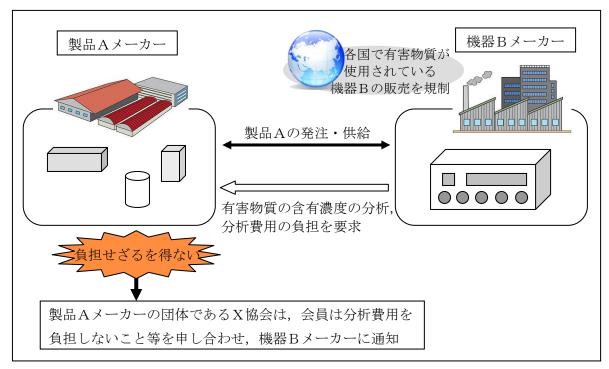
- (1) X協会は、製品Aのメーカーの団体であり、国内において製造・販売される製品Aの約70パーセントは、X協会の会員事業者が供給している。
- (2) 近年、様々な機器等について、リサイクルを容易にするとともに、焼却処分等された場合に人や環境に悪影響を与えないようにするため、有害物質について許容濃度を超える機器等については国内で販売できないという規制を設ける国が増えてきている。製品Aは、こうした規制を受ける機器Bの部品として利用されている。
- (3)機器Bのメーカーは、製品Aのメーカーに対して、製品Aの有害物質の含有濃度について第三者分析機関で分析を行い、許容濃度以下であることの証明書の提出を求め、その提出がなければ製品Aを購入しないというケースが増えてきている。この分析には相応の費用がかかり、製品Aには多数の種類があるが、機器Bのメーカーは、種類ごとに年1回の分析を、製品Aのメーカーの費用負担で行うよう要求してくることが多い。

製品Aは、汎用的な製品でメーカー間で製品に大きな違いはなく、ユーザーによるメーカーの切替えは容易であることから、製品Aのメーカーとしては、新規ユーザーの獲得や取引継続のためには、この機器Bのメーカーの要求を受け入れざるを得ない場合も多い。そのため、この分析費用の負担が大きなものになってきている。

また、最近、機器Bのメーカーは、製品A全体での分析ではなく、製品Aを構成する材料ごとに分析を行うよう要求してきており、更に分析費用の負担が大きくなってきている。

(4) こうした状況を踏まえ、X協会は、会員事業者の負担軽減を図るため、会員事業者は分析費用を負担しないこと、また、分析費用を会員事業者が負担せざるを得ない場合も製品Aを構成する材料ごとの分析は行わないことを申し合わせ、機器Bのメーカーに対して、X協会の会員事業者は全社この申合せに従った対応をしている旨を通知

することを検討している。



このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、独占禁止法上問題となる(独占禁止法第8条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号)。
- (2) 製品Aのメーカーは、新規ユーザー獲得や取引継続のために、分析費用を自社で負担し、また、製品Aを構成する材料ごとの分析要求があれば応じているものであり、分析費用を負担するかどうか、材料ごとの分析に応じるかどうかは、取引価格、取引数量等や、他の製品Aのメーカーとの競争関係も踏まえ、個々の製品Aのメーカーが機器Bのメーカーと交渉を行い、自社の判断により決定しているものであって、取引条件の一つとなっているものであり、製品Aのメーカーの顧客獲得のための競争手段の一つであると考えられる。

したがって、X協会が、会員事業者である製品Aのメーカーは分析費用を負担しないこと、また、分析費用を会員事業者が負担せざるを得ない場合も製品Aを構成する材料ごとの分析は行わないことを申し合わせ、会員事業者のユーザーに対して、X協会の会員事業者は全社この申合せに従った対応をしている旨を通知することは、会員事業者の顧客獲得のための競争手段を制限するものであり、会員事業者間の競争を阻害するおそれがあるものである。

4 回答の要旨

X協会による本件取組は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[自主基準]

5 取引条件明確化のための活動

事業者団体が、会員事業者と一般消費者との間で締結される取引契約書等に使用される 用語について、一般消費者にとって分かりやすいものにするため、用語に関する基準を設 定することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 1 相談者 X協会(サービスAを提供する事業者の団体)
- 2 相談の要旨
- (1) X協会は、一般消費者向けにサービスAを提供する事業者のほとんどが加盟する団体である。
- (2) サービスAの一般消費者への提供に当たっては、サービスAを提供する事業者と一般消費者との間で取引契約書が締結されており、また、当該事業者はサービスAの内容を一般消費者に説明するために説明書、パンフレット等を作成している。

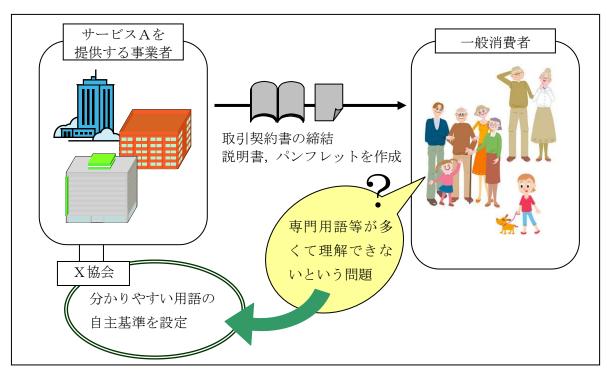
この契約書等に使用される用語については、従来からの慣行で、業界特有の専門用語等が用いられてきたことから、一般消費者がサービスAの内容や契約内容を十分理解できていないということが問題となっている。

そこで、X協会では、一般消費者の分かりやすさの向上及び正しい理解を促すことを目的として、会員事業者が契約書等に使用する用語についての自主基準を設定することを検討している。検討に当たっては、学識経験者、消費者代表等の有識者で構成される研究会を設け、これらの有識者の意見を自主基準に反映させている。

(3) X協会が検討している自主基準の内容は、X協会で専門的で分かりにくい用語を選び出し、これらの用語について、①原則として使用せず、X協会が提示する用語案で言い換えることとするもの、②原則として使用せず、会員事業者各社が丁寧な文章等で内容を説明することとするもの、③使用してよいが、使用に当たって会員事業者各社が補足説明、例示等をすることとするものに分類するとともに、①の用語についての具体的な分かりやすい言換え用語案を提示するものである。

X協会では、会員事業者各社のサービスAの内容の統一につながらないよう、会員 事業者各社が同じ用語を用いていても、その意味合いが異なる用語については、言換 え用語案は提示せず、会員事業者各社が文章等で内容を説明するようにしている。

また、X協会は、この自主基準は、契約書等の分かりにくい用語を分かりやすい用語に改めるだけのもので、特定の事業者に対して差別的な内容のものではなく、遵守を強制するものでもないとしている。



このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 一般に、事業者団体が、会員事業者等の営業の種類、内容、方法等に関して、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的に基づく必要性から自主規制等の活動を行うことは、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合があり、この場合独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1項第3号、第4号及び第5号)。

また、自主規制等の利用・遵守については、会員事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を会員事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1項第4号)。

(2) 本件自主基準の設定については,

ア 一般消費者のサービスAについての正しい理解を促すことにつながるものである イ 会員事業者各社のサービスAの内容の統一につながらないよう,会員事業者各社 が同じ用語を用いていても,その意味合いが異なる用語については,言換え用語案 を提示しないこととしており,会員事業者各社のサービスA自体の内容が制限され るものとは考えられない

- ウ 特定の事業者に対して差別的な内容のものとは考えられない
- エ 自主基準の遵守を強制するものではない

ことから、会員事業者各社間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

X協会が、会員事業者が取引契約書等に使用する用語についての自主基準を設定することは、独占禁止法上問題となるものではない。

[共同事業]

6 事業者団体が構築・運用管理する情報システムの共同利用

事業者団体が、会員事業者が製造・販売する危険性の高い製品が入った容器の所在等を 把握するための動態管理システムを構築・運用管理し、会員事業者が共同でこれを利用す ること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会(製品Aのメーカーの団体)

2 相談の要旨

- (1) X協会は、製品Aのメーカーの団体であり、国内において製造・販売される製品Aのほぼ 100 パーセントは、X協会の会員事業者が供給している。
- (2) 製品Aは、人体等に有害な物質を含む危険性の高い製品であることから、必ず密閉された容器に入れられた状態で販売事業者を通じてユーザーに販売されており、ユーザーは、この容器ごと保管して製品Aを必要に応じ使用し、使用後は販売事業者を通じて各メーカーに容器を返却している。この製品Aの容器は各メーカーの所有物であり、各容器には固有の記号・番号、所有者名が記載されている。

各メーカーは製品Aの消費期限を定めているが、現状では、ユーザーが消費期限を経過しても容器内に残っている限り使用し続け、長期間にわたってユーザーの元に容器が置かれたままになっているケースも多く、また、回収されずに河川敷等に製品Aが残ったままの容器や空容器が放置されるというケースもあり、点検等されることなく長期間容器が使用等されることにより容器破損等による事故が危惧されているところである。

(3) これまで、各メーカーは、製品Aのユーザー、ユーザーへの納入日、納入日からの経過期間等については十分把握しておらず、これが、メーカーによる消費期限を経過した製品Aが入った容器や空容器の回収が十分に進められてこなかった理由の一つとなっていた。そこで、X協会は、メーカーである会員事業者が製品Aのユーザー、納入日、納入日からの経過期間等を把握するための動態管理システムを構築・運用管理することとし、このシステムを会員事業者が共同で利用することにより、会員事業者のシステム構築等の費用を軽減し、会員事業者によるこれらの容器の回収への取組を支援することを検討している。

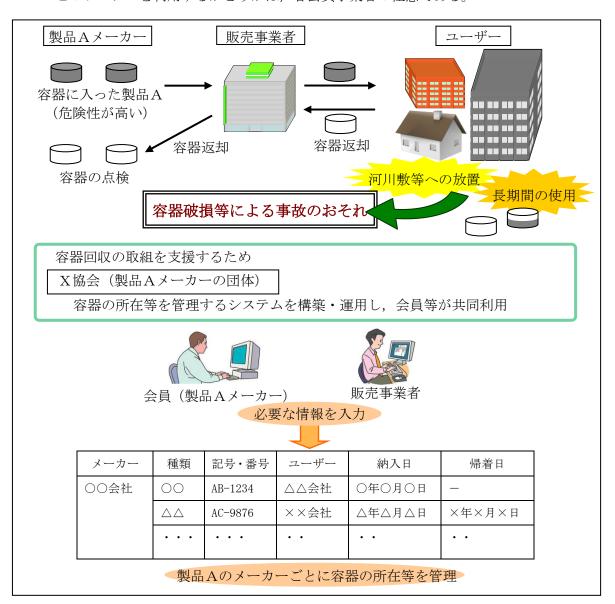
この共同利用システムに,会員事業者及び会員事業者の取引先販売事業者が必要な情報を入力し,情報を検索すること等により,例えば,会員事業者が,直接,製品Aの容器が長期間滞留しているユーザーに返却を要請するなど,会員事業者による適切

な回収の実施が期待される。

(4) X協会が構築する動態管理システムでは、これを利用する会員事業者ごと、さらに、販売事業者ごとに情報遮断措置を施してユーザー情報等が他社に漏れることはないようにするとともに、当該システムを構築・運用管理するX協会においても当該システムのユーザー情報等へのアクセスは必要最小限の職員に限定するなど情報管理を徹底することとしている。

また、当該システムに会員事業者等が入力する情報は、製品Aの動態管理のために 最低限必要な情報(製品Aの種類、容器の固有の記号・番号、メーカー名、ユーザー 名、ユーザーへの納入日、メーカーへの容器の帰着日等)に限定し、価格等の不要な 情報は入力できないシステムとする。

このシステムを利用するかどうかは、各会員事業者の任意である。



このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者団体が行う共同事業の内容が、事業者の主たる事業に付随する運送や保管に係るものであるときには、それ自体としては、本来、対象となる商品の価格、数量や取引先に影響を与えるものではなく、共同販売、共同購買、共同生産に比べて独占禁止法上問題となる可能性は低いが、共同事業の実施を通じて、構成事業者に係る対象商品の価格又は数量、顧客・販路等の競争手段を制限することにつながらないよう留意する必要がある。

「事業者団体ガイドライン 11(2)ア 共同事業の内容」

(2) 危険性の高い製品Aが入った容器の長期間の滞留や放置をなくすため、当該容器の 所在、使用期間等をメーカーである会員事業者が把握し、使用期限が経過した製品A が入った容器の回収を進めることは、安全確保のために必要であると考えられる。

容器の所在,使用期間等を把握するための動態管理システムは,各会員事業者とも同じような内容のシステムになるものと考えられ,当該システムをX協会が構築・運用管理し,会員事業者が共同で利用することは,効率的・合理的な取組であると考えられる。

- (3) 当該システムをX協会が構築・運用管理し、会員事業者が共同利用すること自体については、
 - ア 当該システムを利用するかどうかは会員事業者の任意である
 - イ 当該システムでは情報遮断措置を施し、他社にはユーザー情報等が漏れないよう にしており、競争事業者間でユーザー情報等が共有化されるものではない
 - ウ 当該システムを構築・運用管理する X 協会の内部においてもユーザー情報等への アクセスは必要最低限とする
 - エ 当該システムに入力される情報は、会員事業者が適切に容器回収するために必要 最低限の情報である
 - ことから、当該システムの共同利用を通じて、会員事業者に係る価格又は数量、顧客・ 販路等の競争手段が制限されるものとは考えられず、直ちに独占禁止法上問題となる ものではない。
- (4)しかしながら、当該システムを利用する会員事業者は、取引先販売事業者の販売先、販売数量等の販売情報を知ることになり、これを利用して、販売事業者の販売価格、販売地域、販売先等を不当に制限する場合には、不公正な取引方法(一般指定第12項・再販売価格の拘束、一般指定第13項・拘束条件付取引)として独占禁止法上問題とな

るおそれがある。

また、X協会が、当該システムの会員事業者に係る情報を利用して、会員事業者間の 競争を実質的に制限したり、会員事業者の事業活動を不当に制限する場合には、独占禁 止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1項第1号及び第4号)。

4 回答の要旨

X協会による製品Aの容器の動態管理システムの構築・運用管理及び会員事業者による当該システムの共同利用自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、会員事業者が、取引先販売事業者の販売価格、販売先、販売数量等の販売情報を利用して、販売事業者の販売地域、販売先等を不当に制限すること、また、X協会が、当該システムの会員事業者に係る情報を利用して、会員事業者の事業活動を不当に制限することがあれば、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[共同事業]

7 事業者団体による音楽著作権情報の集約化及び集中処理

事業者団体が、音楽著作権情報の集約化及び集中処理を行うこと自体は、直ちに独占禁 止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X機構(音楽著作権情報の集約化及び集中処理を行う団体)

2 相談の要旨

(1) 音楽のインタラクティブ配信(インターネット等を利用した配信をいう。) においては、近年、配信事業者が増加するとともに、配信事業者の取扱い楽曲数が急増してきている。

配信事業者は、楽曲の著作権を管理する事業者(以下「著作権管理事業者」という。) と、それぞれ、インタラクティブ配信における楽曲の使用に関する契約を締結し、使用料等を定めている。

(2) 平成13年に著作権等管理事業法が施行され、音楽著作権の管理事業への新規参入が認められたことから、現在、複数の著作権管理事業者が存在する。

現状では、配信事業者は、使用する楽曲の ID、著作権管理者等の著作権情報を取得するために各著作権管理事業者がそれぞれ構築しているデータベースにアクセスして各楽曲ごとにこれを確認しており、また、定期的に利用曲目等の報告を関係する著作権管理事業者すべてにそれぞれ行わなければならない。

配信事業者の取扱い楽曲が急増している中で、こうした著作権情報処理作業の負担が大きなものとなっており、配信事業者のコストを増大させる要因になっている。また、取扱い楽曲が急増し、著作権情報処理作業が増大しているため、十分な確認作業等ができず、使用料の支払いトラブルや権利侵害の問題が生じている例もある。さらに、著作権管理事業者にとってもデータベースの構築・運用等のコストが負担となっている。

- (3) こうした状況を踏まえ、新たに、インタラクティブ配信における著作権情報の集中 処理を行う組織として、配信事業者、著作権管理事業者等を構成員とする X 機構を設 立することとし、 X 機構は、
 - ア 著作権管理事業者の協力を得,著作権管理事業者ごとに構築されている著作権情報のデータベースを集約して統一データベースを構築・運用し,このデータベースを配信事業者が共同で利用できるようにするという著作権情報の集約化
 - イ 配信事業者から利用曲目データの提出を受け、X機構が配信事業者に代わって利

用曲目報告に必要な事務を行い,関係する著作権管理事業者にそれぞれ利用曲目報告を行うという利用曲目報告事務の集中処理

という事業の実施を予定している。

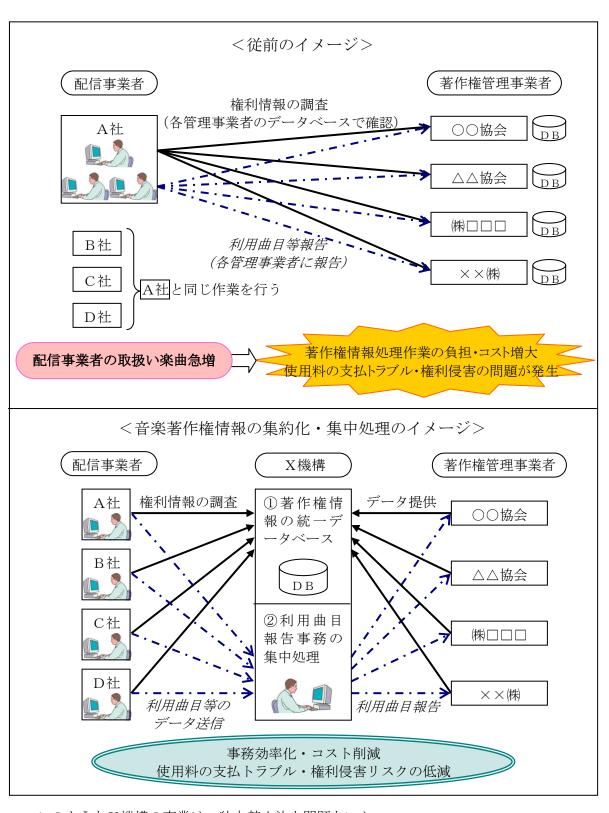
これにより、配信事業者及び著作権管理事業者の事務効率化、コスト軽減、また、 正確な著作権情報の把握、利用曲目報告等による使用料の支払いトラブル、権利侵害 リスクの低減が期待できるものである。

なお、X機構は、各配信事業者の営業機密である配信情報等が集まってくることから、情報の漏洩や目的外利用といったことが生じないよう情報管理は厳格に行うとしている。

(4) X機構は、主に配信事業者の事業効率化を図ることを目的としてこの事業を実施するものであり、これにより利益を得ようとするものではない。

X機構が行うこの事業を利用するかどうかは、配信事業者及び著作権管理事業者の任意であり、この事業を利用する者は、X機構の会員となって事業実施に要する応分の費用を負担する。

また、X機構は、配信事業者と著作権管理事業者との個別取引の内容には何ら関与しない。



このようなX機構の事業は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者団体が行う共同事業の内容が、事業者の主たる事業に付随する運送や保管に係るものであるときには、それ自体としては、本来、対象となる商品の価格、数量や取引先に影響を与えるものではなく、共同販売、共同購買、共同生産に比べて独占禁止法上問題となる可能性は低いが、共同事業の実施を通じて、構成事業者に係る対象商品の価格又は数量、顧客・販路等の競争手段を制限することにつながらないよう留意する必要がある。

[事業者団体ガイドライン 11(2)ア 共同事業の内容]

(2) このX機構の事業自体については、

ア 著作権情報の集約化と配信事業者の利用曲目報告事務の集中処理に限定されており、X機構が楽曲の利用許諾及び楽曲使用料の収受までも集約して行うものではないイ 価格情報等の重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報まで集約化するものではなく、情報の集約化の対象と範囲からみて競争に影響を与えるものではないウ これに参加するかどうかは配信事業者及び著作権管理事業者の任意であることから、このX機構の事業を通じて、配信事業者及び著作権管理事業者が提供するサービスの価格又は数量、顧客・販路等の競争手段が制限されるものとは考えられず、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

また、このX機構の事業は、これに参加することにより、配信事業者及び著作権管理事業者の事業コストが軽減され、新規参入が容易になるなど、音楽配信事業及び音楽著作権管理事業における競争の促進にもつながるものと考えられる。

(3) しかしながら、X機構が、この事業の利用を合理的な理由なく制限したり、利用に当たって合理的な理由なく事業者間で差別的な取扱いをし、配信事業者又は著作権管理事業者の数を制限する、あるいは、配信事業者又は著作権管理事業者の自由な事業活動を不当に制限することがあれば、独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1項第3号又は第4号)。

また、X機構には配信事業者から営業機密である配信情報等が集まってくるが、X機構がこの情報を利用して、配信事業者又は著作権管理事業者の自由な事業活動を不当に制限することがあれば、独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1項第4号)。

4 回答の要旨

X機構が実施する事業自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

なお、今後、事業の実施に当たっては、X機構が、この事業の利用を合理的な理由な く制限したり、利用に当たって合理的な理由なく事業者間で差別的な取扱いをし、配信 事業者又は著作権管理事業者の数を制限する,あるいは、配信事業者又は著作権管理事業者の自由な事業活動を不当に制限する場合、また、X機構に集まる配信事業者の配信情報等を利用して、配信事業者又は著作権管理事業者の自由な事業活動を不当に制限する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに留意されたい。

[要請文書等]

8 事業者団体による取引先事業者に対する適正取引の要請文書の発出等

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員の取引先に対して、適正取引 の推進を要請する文書等を配布すること、また、取引条件明確化のためにモデル覚書を作 成することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 1 相談者 X協会(自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体)
- 2 相談の要旨
- (1) X協会は、自動車・産業用機械のメーカーから部材・部品の製造発注を受けて、これを製造する事業者を会員とする団体であり、自動車・産業用機械のメーカーに当該部材・部品を供給している事業者の約7割が加盟している。

X協会の会員事業者の約9割は中小事業者である。

(2) この部材・部品の総取引高の約7割は自動車産業向けが占めており、昨今の世界経済の急速な悪化を反映して、自動車メーカー等からの発注が減少し、さらに、値下げ要請も受けていることから、会員事業者の経営は非常に厳しい状況におかれている。

X協会では、こうした景気悪化のしわ寄せは、立場の弱い会員事業者のような下請事業者に集中しやすいため、下請取引適正化の必要性を訴えていく必要があると考え、適正取引の推進を要請する文書を作成し、これを会員事業者を通じて、自動車メーカー等に配布することを検討している。

この要請文書を利用するかどうかは、会員事業者の任意である。

(3) また、この部材・部品は、一般に発注者である自動車メーカー等から部材・部品の 模型の貸与を受けて、これに基づき製造されており、製造終了後は、原則、この模型 は発注者に返却することになっている。しかし、長期にわたる取引では、当面使用し ない模型や耐用年数・回数を超過した模型を下請事業者である会員事業者が無償で保 管しているケースも多く、この部材・部品が多品種であるため模型の数も非常に多い ことから、この模型保管費用が、会員事業者にとって重い負担になっている。

そこで、X協会では、模型の保管が会員事業者の負担になっていることを訴え、その取扱いについての理解を要請する文書を作成し、これを会員事業者を通じて、自動車メーカー等に配布することを検討している。

これに加えX協会は、会員事業者と自動車メーカー等との間で模型の適正な取扱いがなされることを目的とした、模型の取扱いに関するモデル覚書を作成し、これを上記要請文書とともに、会員事業者を通じて、自動車メーカー等に提示することも検討

している。

この要請文書及びモデル覚書を利用するかどうかは、会員事業者の任意である。

このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 適正取引の推進を要請する文書については、下請事業者である会員事業者の窮状を 訴え、適正な下請取引についての理解を求める内容の文書であって、会員事業者の任 意の判断において取引先に配布されるものである限り、直ちに独占禁止法上問題とな るものではない。
- (2) 模型の取扱いに関する文書については、模型の保管が会員事業者の負担になっていることを訴え、下請事業者である会員事業者が模型を無償保管しているという取引慣行の改善について理解を求める内容の文書であって、会員事業者の任意の判断において取引先に配布されるものである限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- (3) 取引条件明確化のための模型の取扱いに関するモデル覚書については、取引条件自体の内容(具体的な価格,支払条件、納期等)に関与せず、特定の事業者に対して差別的な内容ではなく、その使用が会員事業者の判断にゆだねられている限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[事業者団体ガイドライン 8-7 (取引条件明確化のための活動)] また、この配布については、会員事業者の任意の判断において取引先に配布されるものである限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

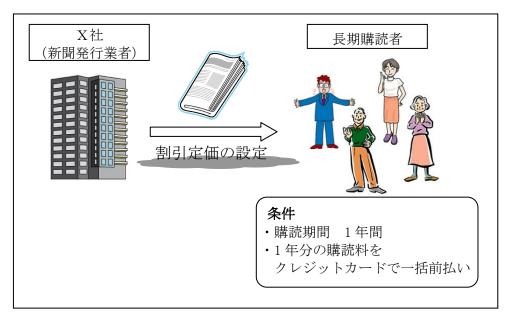
X協会の本件取組は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[新聞業特殊指定]

9 新聞発行業者による長期購読者向け割引

新聞発行業者が、1年間分の購読料を前払いすること等を条件として、購読料(定価) を割り引くことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 1 相談者 X社(新聞発行業者)
- 2 相談の要旨
- (1) X社は、日刊新聞の発行を業とする者である。
- (2) X社は、以下の条件を満たす長期購読者向けに、自社が発行する日刊新聞の定価を 割り引くことを検討している。
 - ア 購読期間は1年間とすること
 - イ 1年分の購読料を一括前払いで支払うこと
 - ウ 支払手段はクレジットカードとすること なお,割引幅はX社及び新聞販売店に利益が出る範囲となっている。



このようなX社の販売方法は、独占禁止法上問題ないか。

- 3 独占禁止法上の考え方
- (1) 新聞発行業者が、相手方により、定価を割り引いて新聞を販売することは、独占禁止法上問題となる。ただし、正当かつ合理的な理由がある割引についてはこの限りではない(新聞業特殊指定第1項)。

(2)本件については、長期購読者を対象とする趣旨、割引の条件、割引幅の水準など、前記2(2)の内容を総合的に勘案すれば、正当かつ合理的な理由がある割引であると考えられ、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

X社が,前記2(2)の条件を満たす長期購読者向けに,自社が発行する日刊新聞の 定価を割り引くことは,直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

<参照条文>

【独占禁止法】

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

- 第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
 - 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
 - 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
 - 4 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は 活動を不当に制限すること。
 - 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【不公正な取引方法】

(再販売価格の拘束)

- 第12項 自己の供給する商品を購入する相手方に,正当な理由がないのに,次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて,当該商品を供給すること。
 - 一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させること その他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
 - 二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相 手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の 当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

(拘束条件付取引)

第13項 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

【新聞業特殊指定】

第1項 日刊新聞(以下「新聞」という。)の発行を業とする者(以下「発行業者」という。)が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。

公正取引委員会における事前相談制度の概要

①申出書の提出 相 談 者 公正取引委員会 ②申出書の補正 (資料の追加提出を含む。) ③回答 <申出者の要件> (原則として、申出書を受領 してから 30 日以内。追加的 〇相談の対象となる行為を行おう な資料提供を求めた場合に とする事業者又は事業者団体 は、最後の資料を受領して 4)公表 からの申出であること。 から30日以内。) (原則として,回答 〇将来自ら行おうとする行為に係 を行ってから30日 る個別具体的な事実を示すこ 以内。) 公正取引委員会ウェブサイト یے 〇申出者名並びに相談及び回答 ・事前相談制度について の内容が公表されることに同 ・過去に回答した事例 意していること。 •申出書様式 •申出書提出窓口一覧

相談窓口一覧

名 称	所 在 地	管轄区域
公正取引委員会事務総局	〒100−8987	茨城県・栃木県
経済取引局取引部	東京都千代田区霞が関 1-1-1	群馬県・埼玉県
相談指導室	中央合同庁舎第6号館B棟	千葉県・東京都
	電話 (03)3581-5481	神奈川県・新潟県
		長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042	
	札幌市中央区大通西 12	北海道
	札幌第3合同庁舎	
	電話 (011)231-6300	
東北事務所 総務課	〒980-0014	青森県・岩手県
	仙台市青葉区本町 3-2-23	宮城県・秋田県
	仙台第2合同庁舎	山形県・福島県
	電話 (022)225-7095	
中部事務所 総務課	₹460-0001	富山県・石川県
	名古屋市中区三の丸 2-5-1	岐阜県・静岡県
	名古屋合同庁舎第2号館	愛知県・三重県
)	電話 (052)961-9421	I
近畿中国四国事務所 総務課	〒540−0008	福井県・滋賀県
	大阪市中央区大手前 4-1-76	京都府・大阪府
	大阪合同庁舎第4号館	兵庫県・奈良県
下 W 中 国 四 国	電話 (06)6941-2173	和歌山県
近畿中国四国事務所	〒730-0012	鳥取県・島根県
中国支所 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30	岡山県・広島県
	広島合同庁舎第 4 号館 電話 (082)228-1501	山口県
近畿中国四国事務所	〒760-0068	徳島県・香川県
四国支所 総務課	1700-0008 高松市松島町 1-17-33	愛媛県・高知県
四四人// 心切味		久放不 印州尔
	電話 (087)834-1441	
九州事務所 総務課	〒812−0013	福岡県・佐賀県
2 = 2 (1 3 (3 2 7 2 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福岡市博多区博多駅東 2-10-7	長崎県・熊本県
	福岡第2合同庁舎別館	大分県・宮崎県
	電話 (092)431-5881	鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	〒900-0006	
総務部公正取引室	那覇市おもろまち 2-1-1	沖縄県
	那覇第2地方合同庁舎2号館	
	電話 (098)866-0049	
	· ·	1